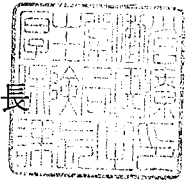


保医発1130第5号
平成23年11月30日

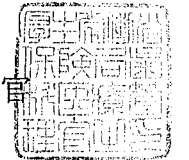
地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の材料価格算定に関する
留意事項について」等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成23年12月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」(平成22年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成22年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について

- 1 Iの3の(88)のウ及びエを次のように改める。
 - ウ 椎体形成用材料セットは、原発性骨粗鬆症による場合は1回の手術に対し1セットを、多発性骨髄腫又は転移性骨腫瘍による場合は3セットを限度として算定する。
 - エ 当該材料を使用した場合の手技料は、区分番号「K134」椎間板摘出術2 後方摘出術を算定する。複数椎体に対して使用した場合も、当該区分に準じて算定する。

「特定保険医療材料の定義について」（平成22年3月5日
保医発0305第8号）の一部改正について

- 1 別表のⅡの058の(3)の⑦のエを次のように改める。
 - エ 骨との固定力を強化するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その加工等が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。
 - i ポーラス状のタンタルによる表面加工
 - ii ポーラス状の純チタンによる表面加工

(参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>㊦ 椎体形成用材料セット</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 椎体形成用材料セットは、<u>原発性骨粗鬆症による場合は1回の手術に対し1セットを、多発性骨髄腫又は転移性骨腫瘍による場合は3セットを限度として算定する。</u></p> <p>エ 当該材料を使用した場合の手技料は、区分番号「K134」椎間板摘出術 2 後方摘出術を算定する。<u>複数椎体に対して使用した場合も、当該区分に準じて算定する。</u></p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>㊦ 椎体形成用材料セット</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 椎体形成用材料セットは、1回の手術に対し1セットを限度として算定する。</p> <p>エ 当該材料を使用した場合の手技料は、区分番号「K134」椎間板摘出術 2 後方摘出術を算定する。</p>

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(別表)</p> <p>II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>058 人工膝関節用材料</p> <p>(1) ~② (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>⑦ 脛骨側材料・全置換用 (I) ・特殊型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>エ 骨との固定力を強化するための以下の加工等が施されているもの</p> <p>明記されていること。</p> <p>i ポーラス状のタンタルによる表面加工</p> <p>ii ポーラス状の純チタンによる表面加工</p> <p>⑧~⑭ (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>058 人工膝関節用材料</p> <p>(1) ~② (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>⑦ 脛骨側材料・全置換用 (I) ・特殊型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>エ 骨との固定力を強化するための以下の加工等が施されているもの</p> <p>であって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。</p> <p>ポーラス状のタンタルによる表面加工</p> <p>⑧~⑭ (略)</p>